

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	居石杏奈
主 論 文 題 名 : 通信の安全保障に関する制度枠組みの変容 —非公式米国省庁間組織「チームテレコム」の公式化過程—				
(内容の要旨) 本論文は、「非公式制度の公式化」という事象から米国通信行政の転換を明らかにする。独立規制機関である連邦通信委員会（FCC）が行う通信免許の許認可においては、非公式な省庁間組織「チームテレコム（Team Telecom）」による安全保障上の審査が伴ってきた。2020 年 4 月にトランプ政権の大統領令により、チームテレコムの非公式な審査が公式化された。しかしこの公式化の意義は未知数であり、学術的にも米国の通信事業規制における安全保障上の改革は十分に論じられてこなかった。そこで、なぜそしてどのように米国政府は「非公式制度の公式化」に至ったのか、チームテレコムの公式化を新制度論における制度変化として捉え、2020 年の公式化の理由を探究する。本研究はチームテレコムの起源、発展、公式化に至る政策過程を探り、米国の新しい通信の安全保障に関わる制度枠組みを捉えることを目的とする。結論として、議会の選好の変化により安全保障を目的とした通信事業規制を実現する必要性が高まったことから、米国政府は既存の制度枠組みの限界を克服し、チームテレコムを公式化するに至ったと主張する。米国政府は、1997 年に対米外国投資委員会（CFIUS）の審査を補完するためにチームテレコムの非公式な審査を生み出した。これに起因した中国企業の免許取消ができないという既存の制度枠組みの限界を、トランプ政権下での、行政府と立法府の双方の中国への懸念の高まりに応じて、米国政府は通信法の改正ではなく、大統領令という迅速な対応手段で克服した。これを機に、FCC は 1934 年通信法第 1 条設立目的にある、「国防のため」「生命・財産の安全を促進するため」の解釈を拡大し、行政機関の明示的勧告なく、自ら安全保障上の決定を開始している。本研究の新規性は、長期的な政策過程の変遷を捉え、制度の時代区分を明確にすることによって、米国の通信事業規制における安全保障上の改革を論じた点にある。また、既存研究では曖昧に理解されてきた FCC と行政機関、チームテレコムと CFIUS という、米国国内の行政組織の関係に着目した点に独自性がある。チームテレコム、CFIUS、FCC が協働し、政府一体となって安全保障の脅威に対抗する、新しい制度枠組みを米中対立の中で、米国政府が構築したことを本論文は明らかにする。 キーワード 通信/ 米国/ 安全保障/ 非公式制度/ 新制度論				